

# 訪問介護事業所こうめ 契約書

## 訪問介護 介護型ヘルプサービス

\_\_\_\_\_（以下、「利用者」といいます）と株式会社 IMATOKU（以下、「事業者」といいます）は、事業者が提供するサービスの利用等について、次のとおり契約します。

### 第1条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し、介護保険法その他関係法令の趣旨に従って、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようサービスを提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

### 第2条（契約期間）

- 1 この契約の契約期間は 令和\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日から利用者の要介護認定又は要支援認定等の有効期間満了日までとします。
- 2 契約満了の2日前までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

### 第3条（訪問介護計画の作成）

事業者は、利用者の日常生活全般の状況、心身の状況及び希望を踏まえ、利用者の居宅サービス計画等に沿って訪問介護計画を作成します。事業者は、この個別計画の内容を利用者及びその家族等に説明して同意を得た上で交付します。

### 第4条（提供するサービスの内容）

- 1 事業者は、利用者の居宅に訪問介護員を派遣し、契約者に対して入浴・排泄・食事の介護、調理・洗濯・掃除・買い物等の家事援助、その他日常生活上の世話を提供するものとします。
- 2 事業者が提供するサービスの具体的内容、介護保険適用の有無については、別に定める運営規程及び重要事項説明書のとおりとします。

### 第5条（サービスの提供の記録および保存）

- 1 事業者は、サービスの実施ごとに、サービスの内容等をサービス実施記録の電子記録に入力し、サービスの終了時に利用者の確認を受けます。
- 2 事業者は、サービス提供に関する記録を整備し、完結の日から5年間保管します。
- 3 利用者は、当該利用者に関する第2項のサービス実施記録の複写を求めることができます。但し、2回目以降の複写に際して事業者は、利用者に対して、実費相当額を請求できるものとします。

### 第6条（料金）

- 1 利用者は、サービスの対価として重要事項説明書に定める利用単位毎の料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。
- 2 事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、お支払日の約1週間前までに利用者へ送付します。
- 3 利用者は、当月の料金の合計額を翌月27日までに支払います。
- 4 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収証を発行します。
- 5 利用者は、居宅においてサービス従業者がサービスを実施のために使用する水道、ガス、電気、電話の費用を負担します。

### 第7条（サービスの中止）

- 1 利用者は、事業者に対して、サービス提供の24時間前までに通知をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。
- 2 利用者がサービス実施日の24時間前までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合は、事業者は、利用者に対して重要事項説明書に定める計算方法により、料金の全部又は一部を請求することができます。この場合の料金は第6条に定める他の料金の支払いと合わせて請求します。

### 第8条（料金の変更）

- 1 事業者は、介護保険法その他関係法令の改正等により、利用料の利用者負担金に変更が生じた場合は、利用者に対し文書で通知することにより、料金の変更（増額又は減額）を申し入れることができます。
- 2 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

## 第9条（契約の終了）

- 1 利用者は、事業者に対して、1週間の予告期間を置いて文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。
- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月の予告期間を置いて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 3 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
  - ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
  - ② 事業者が守秘義務に反した場合
  - ③ 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
  - ④ 事業者が破産した場合
- 4 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
  - ① 利用者のサービス利用料金の支払が3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払われない場合
  - ② 利用者又はその家族（内縁関係等の関係者を含む）が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約を継続することが著しく困難となったと認める場合
- 5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
  - ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
  - ② 利用者の要介護状態区分等が、非該当（自立）と認定された場合
  - ③ 利用者が死亡した場合

## 第11条（不可抗力）

契約の有効期間中・地震・水害等の天災その他事業所の責に帰すべからず自由によりサービスが実施できなくなった場合には、事業者は利用者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。

## 第10条（秘密保持）

- 1 事業者及び従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
- 3 事業者は、利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。
- 4 第1項の規定にかかわらず、事業者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律124号 いわゆる「高齢者虐待防止法」）に定める通報ができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

## 第11条（損害賠償責任）

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの提供に伴い、自己の責に帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に生じた損害について賠償する責任を負います。
- 2 事業者は、民間企業の提供する損害賠償責任保険に加入しています。前項規定の賠償に相当する可能性がある場合は、利用者又はご家族の方に当該保険の調査等の手続きにご協力頂く場合があります。

## 第12条（免責事由）

サービスの実施にともなって、事業者は自己の責に帰すべからざる事由によって生じた損害については、賠償責任を負いません。事業者は以下の事由に該当する場合には、損害賠償責任を免れるものとします。

- 1 利用者及びその家族等が、契約締結時に利用者の疾患および身体状況等の重要事項について故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。
- 2 利用者の急激な体調の変化等、事業所の実施したサービスに起因しない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合。
- 3 利用者またはその家族が、事業所及びサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合。

第13条（緊急時の対応）

事業者は、現にサービスの提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又は歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

第14条（身分証携行義務）

サービス従業者は、常に身分証を携行し、利用者又は利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

第15条（連携）

- 1 事業者はサービスの提供にあたり、介護支援専門員及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- 2 第9条第2項又は4項に基づいて解約通知をする際、事前に介護支援専門員に連絡します。

第16条（苦情対応）

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、サービスに関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速かつ適切に対処し、サービスの向上及び改善に努めます。

第17条（本契約外事項）

- 1 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法その他関係法令の定めるところを遵守し、双方が誠意を持って協議の上定めます。

第18条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日： 令和 年 月 日

（利用者）私は、この契約内容に同意し、訪問介護支援の利用を申し込みます。

住 所

氏 名

（ご家族、身元引受人又は法定代理人）私は、利用者本人の契約の意思を確認の上、本人に代わり、上記署名を行いました。

署名代行者

住 所

氏 名

本人との続柄（ ）

当事業所は、利用者の申込みを受諾し、この契約書に定める各種サービスを、誠実に責任をもって行います。

事業者

住 所 大阪市生野区林寺 6-8-21

法人名 株式会社 IMATOKU

代表者 代表取締役 徳上 洋之

事業所

住 所 京都市右京区西京極西池田町 13-2 林ビル 201

事業所名 訪問介護事業所こうめ 指定番号 2670702238

管理者 南井 淳子